

九州運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 当社及び当社役員は、貨物自動車運送事業法第5条各号の欠格事由に該当しません。
2. 当社及び当社役員は、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者に該当しません。
3. 当社及び当社役員が業務を執行する常勤の役員として在任していた下記法人について、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）に該当しません。

記

法人名	違反の有無	違反年月日	違反内容

上記相違ないことを宣誓いたします。

年 月 日

住 所

氏 名 印

九州運輸局宮崎運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、
車庫及び休憩睡眠施設について、都市計画法等関係法令には抵触しないことを
宣誓いたします。

年 月 日

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

印